

平成 30 年度第 1 回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

平成 30 年 8 月 24 日（金）10 時 00 分から 11 時 00 分まで

2 場所

小牧市役所 東庁舎 5 階 大会議室

3 出席委員

長田 宏	尾張中央農業協同組合代表理事専務
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
天野 正基	愛知県議会議員
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
西倉 潔	名古屋造形大学教授
大塚 俊幸	中部大学教授
玉井 幸	小牧市議会議長
稲垣 守	小牧市議会議員
熊澤 一敏	小牧市議会議員
鈴木 英治	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
加藤 泰史	小牧警察署 交通課長
小柳 松夫	小牧市区長会連合会長
酒井 美代子	小牧市女性の会会長

4 欠席委員

山下 智也	愛知県議会議員
-------	---------

5 事務局

渡辺 学	小牧市都市建設部都市整備担当部長
小川 尋典	小牧市都市建設部都市整備担当次長
永井 浩仁	小牧市都市建設部都市政策課長
平野 淳也	小牧市都市建設部都市政策課長補佐
大澤 正人	小牧市都市建設部都市政策課計画係長
白木 裕之	小牧市都市建設部都市政策課計画係技師
長谷川 裕一	小牧市都市建設部都市政策課計画係主事
余語 智	小牧市地域活性化営業部農政課長
松井 雅仁	小牧市地域活性化営業部農政課農地係主事補

6 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

第3 報告

小牧市都市計画マスタープランの改定について

第4 その他

【事務局（平野課長補佐）】

定刻となりましたので、会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご参集賜りまして誠にありがとうございます。

始めに、昨年10月23日の審議会から委員の交代がございましたので、会の開催に先立ち、ご紹介させていただきます。

小牧市都市計画審議会条例第2条第2項第3号 国の関係行政機関又は県の職員といたしまして、萩原生之委員に新たにご就任いただいております。

なお、皆様のお手元には審議会委員及び事務局名簿を配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

また、人事異動に伴う事務局職員の交代につきましても、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、平成30年度第1回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は14名でございます。したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市建設部長の渡辺より挨拶申し上げます。

【事務局（渡辺部長）】

皆様、おはようございます。

都市建設部長の渡辺でございます。

本日は、大変お忙しい中、また台風の影響で足元の悪い中、本会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

今回ご審議いただく議案につきましては、小牧市で定めております都市計画案件のうち「生産緑地地区の変更について」の1件となっております。

また、報告事項となりますが、今年度から検討に着手しております小牧市都市計画マスタープランの改定につきまして、改定の方針や経過等について現時点での途中報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局（平野課長補佐）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆様、おはようございます。

平成30年度第1回の都市計画審議会ということで、今部長さんからご挨拶ありましたように、本日の議案審議の案件は「生産緑地地区の変更について」1件でございます。また、報告事項として、「小牧市都市計画マスタープランの改定について」の説明があ

るとのことです。

どちらも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局（平野課長補佐）】

ありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付させていただきましたものと、本日配付させていただきました資料がございます。

配付資料につきましては、本日配付いたしました議事日程の下段に記載のとおりとなっております。このうち、資料4につきましては本日追加資料として配付させていただきました。

不足している資料がありましたら、お申し付けいただければと思います。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【大塚会長】

それでは、議事日程に沿って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名者として、稲垣守委員、熊澤一敏委員を指名させていただきます。よろしく願いします。

続きまして、日程第2 議案審議に入ります。

「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」事務局から提案理由の説明を求めます。

【事務局（永井課長）】

会長、都市政策課長 永井。

それでは、議案第1号について、内容の説明をさせていただきます。

始めに、議案をご説明する前に、生産緑地地区制度につきまして改めてご説明をさせていただきます。

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度でございます。本市におきましては、平成4年から生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地の特徴といたしましては、都市計画で生産緑地地区に指定されますと農地と

して営農することを義務付けられるため、建築や宅地造成等の行為は、原則できないこととなっております。

ただし、生産緑地に指定されてから30年を経過した場合や、主たる農業従事者がお亡くなりになった場合、従事することが不可能となる故障を有することとなった場合におきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、土地の所有者は市に対して生産緑地の買い取りを申出ることができることとなっております。そして、その申出後、所定の期間内に所有権移転が行われなかった場合は、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、農地以外の利用が可能となります。

こうした手続きにより行為の制限が解除されたものにつきましては、結果といたしまして生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、生産緑地地区から除外するため、都市計画の変更を行うものであります。

それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いします。

「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」であります。

生産緑地地区の一団数及び面積を変更しようとするものであります。

今回の変更では、一団数を312団地から8団地を減じて304団地に、また、面積を48.3ヘクタールから1.5ヘクタールを減じて46.9ヘクタールとしようとするものであります。

「3変更内容」をご覧ください。

1として、生産緑地法第10条による買い取申出があり、その申出があった日から起算して3カ月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったものといたしまして、面積1万4,993平方メートル、団地数としては8団地減少するものでございます。

次に2として、生産緑地地区については、生産緑地法第3条の規定により、面積500平方メートル以上が都市計画に指定する要件の一つとなっておりますが、1でご説明しました変更に伴い、一団として残った農地等が面積500平方メートル未満となり、指定要件を欠くものといたしまして、面積にして77平方メートル減少するものでございます。

議案書2ページをお願いします。

次に3として、愛知県建設部長通知に基づく生産緑地地区の指定要件を満たし、新たに指定しようとする土地が1件あり、面積にして505平方メートル増加するものでございます。

4、変更状況といたしまして、2ページから3ページにかけて、箇所別に詳細な変更内容等をお示ししております。

また、表の最後、3ページの中段には、ウ及びエとしまして、新たに指定するための、愛知県通知に基づく要件を記載しております。

要件ウといたしまして、『周辺を生産緑地等によって挟まれる小規模な農地等で、当該土地を宅地化することが極めて困難なもの』、要件エといたしまして、『生産緑地地区に隣接し、新たに指定することにより生産緑地地区の一体化又は集団化が図られると判

断される農地等』とあり、今回、この2つの要件が新たに指定しようとする農地に該当します。

その他、3ページ中段から4ページにかけては、新規指定に関する同意書の提出日や、それぞれの買取り申出日などを記載しております。

議案書の5ページ、A3の図面をご覧ください。総括図でございます。こちらでは、今回変更の対象となります土地の位置を図示しております。

また、6ページから17ページにかけては、位置及び区域を詳細にお示しした計画図となっております。

6ページをお願いします。図面の右下に凡例がございますが、緑色が生産緑地地区、赤色が今回指定する生産緑地地区であります。

7ページをお願いします。黄色が今回除外する生産緑地地区となっております。

最後に、本議案につきましては、都市計画法第17条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を7月17日から7月31日にかけて2週間行い、縦覧の結果、意見書の提出はなかったことをご報告させていただきます。

また、本日議決をいただきました後の手続きでございますが、愛知県知事との協議を経た後に変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第1号についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか。

【安江委員】

今回新しく指定される箇所があるということですが、この生産緑地法の中で、小牧市は、今説明のあったように平成4年から指定されているということで、指定されると30年間は減税されると思っているんですけども、30年経過した以降についてはどのようになるのかということが1点と、今回指定されたところについての期間の扱いはどのようになるのかということをお尋ねしたいと思います。

【大塚会長】

2点ご質問がありましたけれども、どうぞ。

【事務局（大澤係長）】

まず、指定されてから30年以降はどのようになるのかというお話についてご説明させていただきます。

委員ご指摘の生産緑地指定後30年は、説明でもありましたが、生産緑地法第10条に基づく買い取り申出を出せる3つの要件のうちの一つとなります。

3つの要件の一つは、今回の議案にもございますが、主たる農業従事者が死亡した場合。もう一つは、同じく主たる農業従事者が故障、病気等により農業従事ができなくな

った場合に買い取り申出を出すことができます。

買い取り申出を出しますと、買取りに向けてあっせん等を行います。買取られない場合につきましては、結果として、建築物が建てられないなどの制限が外れるものになります。

先ほど、買い取り申出を出せる要件が3つあると申し上げました。2つは説明させていただきましたとおりですが、もう1つが、生産緑地に指定されてから30年経過した場合が追加されますので、30年経過して自動的に生産緑地が外れるというものではなく、30年経過しますと、生産緑地法第10条に基づく買い取り申出がいつでも出せるようになるというものでございます。

生産緑地に指定されますと、固定資産税等は農地課税となりますが、30年を経過して、そういった買取り申出の要件を備えますと、いつでも本人の希望の時期に買い取りの申出という行為ができこととなりますが、固定資産税等の税金につきましては、段階的に宅地並み課税となると聞いております。しかしながら、特定生産緑地の指定を受けることにより、農地課税となる期間を延ばすことができます。これは、30年の期間を10年間延ばす措置で、30年経過する前に特定生産緑地の指定を受けると、30年経過による買い取り申出の要件が10年間は適用されなくなります。その10年間については固定資産税等が農地課税となるものであります。

なお、この特定生産緑地制度につきましては、現在、農政課で農地所有者に対し周知が図られているところでございます。

もう一つ、新規指定になりますが、今回、審議会でご議決をいただきまして新規指定の告示をされますと、そこから30年は買い取り申出の要件がございませんので、30年間については買い取り申出を行おうとしますと、これまでの生産緑地と同じように死亡ないし故障という要件になっていくものでございます。

以上になります。

【大塚会長】

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

【鈴木英治委員】

確認ですけれども、2ページ3ページで変更状況があるんですけれども、今の説明で、死亡による制限解除はわかるんですけれども、故障による制限解除の故障というのは、生産者の方の身体的なことですか。

例えば田んぼとかやっていて農水があまり引けなくなっていて、やりたいけれどもできなくなったということも故障に入るのか。生産者が身体的に病気になってしまっただけなくなったということは入るのでしょうか。

【大塚会長】

どうぞ。

【事務局（農政課余語課長）】

故障でございますけれども、農業者の方が農業なんかを全然やれなくなったという状態になります。その状態を確認するために診断書をいただきまして、その中の病名だとか農業をやれる状態ではありませんとかいったことの記載を確認させていただきまして、解除の手続きをさせていただきます。

【大塚会長】

鈴木委員、よろしいですか。

【鈴木英治委員】

わかりました。

【大塚会長】

今のところで、私から確認ですけれども。

除外と一部除外というのがありますよね。幾つか農地をお持ちだけれども、故障で全てをやるのは身体的に難しいので少し減らしてという意味での一部除外というのはあるのかなという気がするんですが、死亡による一部除外というのは、後継者の方が全部はできないけれども一部はやるという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局（大澤係長）】

議案書2ページの4の表にございます「変更内容の除外及び一部除外」という文言の内容になりますが、こちらについては、左側の一団番号の団地が、すべて除外もしくはその中の一部が除外となるかということを表しています。

生産緑地の指定にあたっては、1つの筆だけではなくて、隣り合う筆など、何筆かで一団をつくります。その一団が500平方メートル以上の場合に指定できるものになりまして、こちらの除外というものは、その一団を形成する土地、1筆であったり複数筆でもあるんですけれども、全ての筆が制限解除で生産緑地を外すときについては、こちらで除外という言葉を使います。

一方、一部除外については、複数筆あるうちの数筆が都市計画変更でなくなる場合となります。

【事務局（永井課長）】

少し補足させていただきますが、会長が先ほど言われました、農業従事者の方がたくさん持ってみえて、そのうちの一部の筆だけができなくなるのが一部除外とは違うということでございます。

一団を形成している一団の記号といいますか番号は残りますが、そのうちの筆の一部が解除されるというのが一部除外でございます。

よろしく願いいたします。

以上です。

【大塚会長】

改めて再認識させていただきました。

要するに、一団の農地が同じ所有者の人が1人でやられているということではないということですね。わかりました。

そういう意味では、例えば個別の計画図の14ページに眼鏡表示されている部分があります。これは多分、一団として生産緑地指定されていたちょうど真ん中が除外されたので、その両サイドは相変わらず一団を形成しているという意味でよろしいですね。

【事務局（永井課長）】

はい。

【大塚会長】

本来ですと、6メートルか何かの道路を挟むくらいでないと一団としては認めないというわけですが、これはもともと一団だったから離れていても一団として扱うことができるという解釈でよろしいでしょうか。

【事務局（大澤係長）】

一団の捉え方につきまして、平成30年3月に愛知県が示しておりますガイドラインで変更になっております。

これまでは、会長がおっしゃられるとおり、6メートルの道路に挟まれたですとか、隣接する土地で一団と捉えていましたが、変更によりまして、同一街区、道路で囲まれた街区については一団とみなすと変わったところでございます。

買い取り申出により制限が外れ、都市計画変更で1筆が生産緑地でなくなってしまったときに、例えば隣の土地はまだ営農希望でいるのにもかかわらず、その土地だけでは面積要件不足となり生産緑地ではなくなってしまふ、いわゆる道連れ解除という状況が出てきます。例えば、14ページの場合ですと、これまでですとこの2つについては一団とみなせられなかったものになります。14ページの真ん中の黄色で抜けた図面については、左右どちらの緑も500平米以上ございますので、生産緑地として残り続けることは可能になるんですが、例えば両方がそれぞれ300平方メートルずつであった場合、一団と見なせなければ営農を希望していても道連れで解除されてしまう状況になります。

そういったこともありまして一団の捉え方が変わったものであり、こちらについては同一街区にあてはまりますので、一団として扱っているものでございます。

以上です。

【大塚会長】

よくわかりました。ありがとうございます。

ほかに、皆さんからいかがでしょうか。

【鈴木英治委員】

今のに関連しているというか確認ですけれども。

例えば、議案書の2ページの32街区の14で、一部除外で150平米ぐらいのがばつと並んで、77平米は面積要件不足ですけれども、先ほどの話ですと、要は、合算して500平米なければいけないところでこういう小さい数字で死亡により制限解除ということは、きっとこれは同一者で筆が残っているから、その筆でそれぞれが除外になっている感覚ですか。

要は、先ほど500平米と言っていましたよね。ただ、今の話、団、組で500平米以上にはしているんでしょうけれども、152平米というのが3つ並んで、その下は135平米というのがあるので、ある方が亡くなったときにその筆、要は1筆ずつが152であってある方が亡くなったので一気にこういう小さい数字のものが抜けたという感覚なのかなと。それとも、全く違う人で抜けたのかなと。

でも、全く違う人だと、もともと500平米を下回ると、生産緑地指定が受けられるのかどうかとも思いましたので。

生産者の確定とか人の名前を聞きたいわけではなくて。

【事務局（大澤係長）】

ただいまご指摘いただきました32-14の一团の番号になりますが、図面でいきますと、9ページの図面の真ん中、緑の塊の上に黄色で表示されていますところが32-14になります。

先ほどの一团のご説明の中で同一街区という話になりますと、こちらは同一街区になりますので一团となるところではございますが、愛知県のガイドラインでは、個々に構成する農地の面積については100平方メートル程度を下限としてというのがございますので、面積が小さ過ぎる農地については、離れていると一团とは扱えず、こちらについては道連れ解除という形になっております。

【鈴木英治委員】

わかりました。

【大塚会長】

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

今回、新たに指定というのが出てきたんですけれども、これは割と珍しいというか、あまりないことかと思えます。今まで新規指定というのはちょこちょこ出てきているんですか。

【事務局（大澤係長）】

会長ご指摘のとおり、新規指定というのは比較的珍しいものになりますが、最近でいいますと、平成27年度に2筆指定しております。その前になりますと、平成13年度に1筆、平成12年度に1筆という記録が残っております。

ですので、これまで新規指定については全部で4筆行ってきた状況になります。

【大塚会長】

いかがでしょうか。よろしいですか。

他にないようですので採決に入ります。

「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

【大塚会長】

異議なしと認めます。よって、「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 報告事項に移りたいと思います。

「小牧市都市計画マスタープランの改定について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局（大澤係長）】

会長、都市政策課 計画係長 大澤。

それでは、日程第3 報告事項といたしまして、「小牧市都市計画マスタープランの改定について」ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料、資料1、小牧市都市計画マスタープランの改定についてと書かれました資料の1ページをお願いします。

委員の皆様におかれましては、ご存じの方もおみえかとは存じますが、都市計画マスタープランの概要などにつきまして少しご説明をさせていただきます。

始めに、都市計画マスタープランの目的と役割でございます。

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく、かつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものとされており、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものであります。

次に、2 小牧市都市計画マスタープランについてでございます。

始めに、(1) 小牧市都市計画マスタープランの経緯でございます。

小牧市では、平成12年度に最初の小牧市都市計画マスタープランを策定いたしました。その後、平成21年度に社会情勢の変化に対応するための改定を行い、平成28年

度に一部中間見直しを行っております。

次に、(2) 現在の小牧市都市計画マスタープランの概要でございます。

現在の小牧市都市計画マスタープランは大きく2つの内容から構成されております。

1つは、小牧市全体としてのまちづくりの方向性を示す「全体構想」、そしてもう一つは、小牧、味岡、篠岡、北里の4つの地域に分けて方向性を示す「地域別構想」となります。

全体構想につきましては、資料1ページの下段に記載の「都市づくりの基本方針と目標」、2ページの中段に記載の「都市づくりの方針」及び「将来都市構造」で構成されております。

1ページ下段の都市づくりの基本理念につきましては、「活力あるまちづくり」、「持続発展するまちづくり」、そして「魅力・美しさあるまちづくり」の3つを掲げており、次のページ2ページ上段の都市づくりの目標につきましては、「小牧の顔にふさわしく、歩いて楽しい魅力あふれる中心市街地の再生と活性化」など、5つの目標を掲げております。

2の都市づくりの方針につきましては、土地利用の方針や交通体系の整備の方針、みどりの方針など、土地利用や都市施設などに関する方針を定めております。

3の将来都市構造につきましては、住居系市街地や工業系市街地等のゾーンや、中心拠点や地域拠点といった位置づけ、広域交通軸や南北鉄道軸等の自動車や公共交通に関する軸線を定めております。

次に、地域別構想についてでございます。

先ほどもご説明いたしましたとおり、現在の小牧市都市計画マスタープランでは、小牧、味岡、篠岡及び北里の4地区においてそれぞれ、資料に記載のとおり、まちづくりの目標を掲げております。

資料の3ページをお願いします。

3 小牧市都市計画マスタープランの策定（改定）についてでございます。

(1) 策定の趣旨でございますが、現在の小牧市都市計画マスタープランの計画期間が平成31年度末までとなっていることなどから、社会情勢の変化や都市計画を取り巻く法制度の改正などを踏まえ、今年度と来年度の2カ年で新たな計画の策定を行います。

(2) 策定の基本的な考え方でございますが、策定にあたりましては、愛知県が今年度末に策定予定の「尾張都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、現在本市で策定を進めており、本市の最上位計画となります「小牧市まちづくり推進計画」の策定状況を十分に踏まえ、内容の整合を図るものとしております。

(3) 策定体制でございますが、計画の策定にあたり、市民意見の反映のため、市民アンケートや市民懇談会、パブリックコメントを行います。

次に、都市計画法に基づく小牧市都市計画審議会、本審議会でございますが、こちらにおきまして、最終的にでき上がった計画案について諮問、答申を受けることとしております。また、計画案の策定途中におきまして適宜、検討状況等の報告をいたします。

次に、学識経験者や市内関係団体、区長等で構成されます策定委員会では、計画案の策定に関しての意見聴取を行うこととしております。去る8月1日には、1回目の策定

委員会を開催し、後ほどご説明いたします市民アンケートの質問内容等につきましてご意見をいただいたところでございます。

そして、庁内での検討として、市役所職員で構成する策定部会において、計画策定に関する調査研究等を行うこととしております。

次に策定のスケジュールについてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、お手元の資料、資料2、小牧市都市計画マスタープラン改定の基本方針と書かれました資料をお願いします。こちらの資料は、今年の2月に決めました都市計画マスタープランの改定の基本方針となります。

こちらの資料の3ページをお願いします。中段に策定スケジュールをお示ししております。

平成30年度につきましては、市民アンケートや現況把握、現行計画の評価、課題整理を行い、全体構想の検討を行う予定としております。

また、平成31年度につきましては、市民懇談会や全体構想に対するパブリックコメントを行い、地域別構想の検討及び計画全体のとりまとめを行う予定としております。

本都市計画審議会につきましては、平成30年度は、今回の審議会を含み3回の開催を予定し、それぞれ検討状況等の報告を、また、平成31年度につきましても3回の審議会を予定しており、年度最後の審議会では、先ほど申し上げました計画案の諮問及び答申を行う予定としております。

資料1にお戻りいただき、3ページの中段、「4 策定の視点について」をお願いします。

改定にあたりましては、次にお示しする視点において行っていく必要があると考えております。

(1) 地方自治体を取り巻く課題への検討として、少子高齢化時代における持続可能な地域社会の構築や、コンパクトで暮らしやすいまちづくり、健全な産業発展のための環境整備など。

(2) 小牧市が直面する課題への検討として、若年世代の定住促進や、魅力あふれる中心市街地の整備、桃花台ニュータウンでの少子高齢化の進展など。

(3) より良い計画構築への検討として、市民にわかりやすく、実現性の高い計画づくりや、計画の実施状況等を定量的に評価する仕組みづくりなどがございます。

続きまして、お手元の資料、資料3、ワーキンググループの設置についてをお願いします。

先ほどご説明いたしました庁内検討組織である策定部会におきまして、計画案の策定に向けた調査検討を行うため、3つのワーキンググループを設置することといたしました。

1つ目は、中心拠点あり方検討ワーキンググループでございます。現在の都市計画マスタープランや立地適正化計画において中心拠点と位置づける、小牧駅周辺から市役所・小牧山周辺一帯のエリアについて、にぎわいと活気に満ちた本市の顔にふさわしい中心拠点のあり方について検討を行うものであり、資料にございます8つの課の部課員で構成するものであります。

2つ目は、産業系土地利用検討ワーキンググループでございます。将来都市構造の検討における産業系市街地の考え方について検討を行うものであり、7つの課の部課員で構成するものであります。

3つ目は、桃花台地域拠点あり方検討ワーキンググループでございます。現在の都市計画マスタープラン等において地域拠点と位置づける桃花台ニュータウンについて、今後の本格的な少子高齢化の進展等を踏まえ、定住につながる地域拠点のあり方について検討するものであり、5つの課の部課員で構成するものであります。

これらのワーキンググループでは、それぞれのテーマにおいてワーキング会議を開催し調査検討を行うこととしております。

続きまして、本日配付いたしました資料4、市民アンケート調査と書かれました資料をお願いします。

こちらにつきましては、市民ニーズの把握のため、お住まいの地区の環境や日常生活に関する満足度や重要度、市中心部の今後のまちづくりの方向性などについてアンケート調査を行うための調査票になります。

このアンケート調査につきましては、小牧市在住の18歳以上の方の中から無作為抽出した3,000人の方を対象に、本日24日付けで郵送をいたしました。回答期限はおよそ2週間後の9月10日で、その後集計や分析を行い、計画策定につなげることでしてあります。

本日は設問内容やそれぞれの調査結果の活用方法等についてご説明いたしますので、資料を1枚めくっていただき、1ページをお願いします。

1ページにつきましては、お住まいの小学校区や年齢、在住期間等の基礎的な情報をお聞きしております。こちらにつきましては、居住場所や年齢、性別等により調査結果のクロス集計を行い、各設問に対するそれぞれの傾向や相違を詳細に分析するためのデータとなります。

2ページをお願いします。問4では、お住まいの地区の環境や日常生活に関する項目について、満足度及び重要度をお聞きしております。ここでは、質問項目を平成20年度及び27年度に実施したアンケートとおおむね合わせておりますので、市民ニーズの経年変化の傾向も押さえることができると考えております。

このデータにつきましては、現行計画における施策、事業等の検証及び評価や、都市づくりの主要課題の検討などに用いることを想定しております。

3ページをお願いします。問5、問6につきましては、調査結果を小学校区単位でクロス集計した上で、各地域におけるまちづくりに関する地域資源やまちづくりの方向性について抽出、意向把握を行うものであります。こちらのデータにつきましては、主に地域別構想における目標や方針の検討に用いることを想定しております。

4ページをお願いします。4ページでは、問7で市の中心部における今後のまちづくりの方向性を、問8及び問9では定住や住み替えの意向について、それぞれお聞きしております。

問7では、本市の中心市街地であり、都市計画マスタープランや立地適正化計画において本市の中心拠点と位置づける、小牧駅から小牧山にかけての地域におけるまちづく

りの方向性をお聞きするものであります。このデータにつきましては、全体構想における土地利用の方針等の検討に用いることを想定しております。

また、問8、問9では、現在お住まいの場所に今後も住みたいか、若しくは他の場所へ住み替えたいかをお聞きし、住み替えるのであればどこがよいかについてお聞きしており、こちらのデータにつきましては、全体構想における将来都市構造等の検討に用いることを想定しております。

5ページをお願いします。

問10、問11では、市街化調整区域の農地や山林の土地活用や売却意向等のお考えをお聞きするものであり、全体構想における将来都市構造の検討等に用いることを想定しております。

また、問12では、まちづくりに対する市民参加のご意向をお聞きしております。今回の都市計画マスタープランの改定では、地域別構想の検討におきましてワークショップ形式での市民懇談会を行うこととしており、来年度の上半期に3回程度の開催を予定しております。そのため、ここではこの市民懇談会への参加意向をお聞きするものであり、参加者の募集の際の参考とさせていただくものであります。

設問は以上となりますが、6ページにつきましては、まちづくりに関する自由記述欄となっております。

このアンケート調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本日郵送したところでございますので、次回の都市計画審議会では調査結果をご報告させていただく予定としております。

以上、簡単ではございますが、小牧市都市計画マスタープランの改定についての説明とさせていただきます。

よろしくをお願いします。

【大塚会長】

事務局からの説明が終わりました。

報告事項ではございますが、せっかくの機会ですので、ご質問等があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【安江委員】

アンケートの中に、市民懇談会、ワークショップの開催を予定しているとありましたけれども、これは自由に参加できるような形のスタンスでしょうか。

【事務局（大澤係長）】

市民懇談会につきましては来年度の上半期に予定しておりますが、まだ詳細な、募集をどうしようかというところまでは詰めていない部分ではございますが、特定の方をお願いするというよりは、自由にご参加いただけるような形をとっていきたいと考えております。

以上です。

【安江委員】

お願いします。

【大塚会長】

ふたをあけてみないとわからないかも知れませんが、規模としてはどのぐらいを想定されていますか。

【事務局（大澤係長）】

今のところ、市民懇談会でご議論いただくのは地域別構想で、それぞれの地域にお住まいの方がグループをつくっていただいて、どういったまちにしていこうかをご議論いただくことを考えております。

地域別構想、現在の都市計画マスタープランでは4つに分けていますが、4つに固定するものでもございませんので、まず、地域別構想をどれぐらいの地区に分けてやっていくのかというのも今年度かけて議論していきます。ですので、それによってグループの数が分かれていくところではございます。

前回の都市計画マスタープランの改定のときも同じように市民懇談会を行っていますが、そちらではおおむね1グループ10人弱でありましたので、40人から50人ぐらいの規模でワークショップ形式で行っていくことになろうかと考えております。

【大塚会長】

ぜひ多くの市民の方々の意見を反映させた計画をつくっていただければと思いますので、この都市計画審議会の委員の皆様も、ぜひそういう場に出て自分の意見を発言してもらえよう市民の方々に声をかけていただければありがたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【鈴木英治委員】

これは要望に近いんですけども、例えば資料1の2ページにある地域別構想で、現在4つで、私が住んでいる地域ですと篠岡地区で、都市と自然が共生し、豊かなコミュニティと新たな活力を育むまちとしてあります中で、資料3のワーキンググループの設置で見ますと、③に桃花台地域拠点あり方検討ワーキンググループがあるということで、その中の文面を見ますと、今後の桃花台に関することがメインに書かれているんですけども、やはり旧篠岡地区もありますし、先ほどの地域別構想の中では都市と自然が共生しというようなことも書いてありますので、もちろん、今後少子高齢化の中で桃花台のあり方ということも大切だと思いますけれども、その地域、そこに隣接している地域のことでもできるだけ。地域拠点とありますので、桃花台のことをメインに考えていただいてもいいんですけども、我々旧篠岡村、篠岡地区全体を見たときの自然を活用したことも一応ワーキンググループでの検討課題にさせていただきたいと思います。

これはあくまでも要望でお願いします。

【大塚会長】

ということで何かあれば。

【事務局（永井課長）】

おっしゃられましたとおり、篠岡地区、現在1つの地域別構想としてつくる中でその議論を進めるにあたって、今回はワーキンググループというものを設置いたしました。

ワーキンググループというのは、その3つ目で桃花台の地区ですけれども、変化が大きくて、今後マスタープランを策定するのに、変化が顕在化していて、ここをある程度まとめたものにしないと篠岡地域の地域別構想がうまく計画できないということで、ここをまず押さえて、その周囲の篠岡地区をどうしたらいいかということを考えていくための一つのステップと考えておりますので、決して桃花台のことだけやってということを考えているわけではなくて、篠岡全体を見ながら、特にここは重点的にポイントを置いて整理したいというワーキングだということで、ご要望として承って検討させていただきたいと思います。

以上です。

【大塚会長】

ほかによろしいでしょうか。

アンケートも今日配布されるということで、これから検討が本格化していくわけですから、ぜひとも多くの市民の方に、アンケートにご回答いただいてご協力いただければと思います。

ほかになれば、次に移らせていただきます。

続きまして、日程第 4 その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（永井課長）】

会長、都市政策課長 永井。

「その他」といたしまして、3点ご連絡させていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

その後、会長及び本日の議事録署名者であります計お三方にご署名をいただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

次に、2点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、11月頃に開催をさせていただきたいと考えております。現委員の皆様が、10月31日までとなっておりますので、委員改選後の開催となる予定であります。

なお、会議の内容といたしましては、公園の都市計画決定に関する議案審議と、都市計画マスタープランの策定状況の報告、それから先ほどのアンケートの結果などを予定

しております。

3点目でございますが、小牧警察署から防犯対策のお願いがございます。

現在、小牧市内では住宅侵入盗や自転車盗の被害が多発しています。宅侵入盗の約3割、自転車盗の約7割は、カギをかけていないために被害が発生してる状況です。皆様方におかれましても「カギかけ」をお心掛けいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

【大塚会長】

その他、会議全体を通して何かございますか。

なければ、以上をもちまして本日の日程は全て終了とします。

これをもちまして、平成30年度第1回小牧市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。